

令和6年1月能登半島地震により被災した方への 国民健康保険料の減免制度のご案内

制度内容

●対象期間及び減免額

令和6年1月相当分から令和7年6月相当分（注）までの保険料を全額減免

注：令和7年4月～6月相当分につきましては、7月以降の保険料で減額調整するため、いったん納付が必要です。また、令和6年1月～3月相当分は、法の規定により減免できない場合があります。

●対象者

令和6年1月能登半島地震により、次の①又は②のいずれかに該当する国保加入者
【 】内は減免申請に必要な添付書類（原本ではなくコピー）

①住家（被災時の被災世帯の住所と同じ所在地の住宅）が、
全壊（全焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊、床上浸水の
いずれかの状態（※1）になった。【り災証明書】

②能登地方（※2）からの転入者で、被災時の世帯の主たる生計維持者（※3）が、
死亡【死因が震災であることが分かる死亡診断書（死体検案書）】、**重篤な傷病**【震災により
1か月以上の治療を有することが分かる診断書】、**行方不明**【警察への届出の控え等】、**廃業**
【税務署への廃業届】、**休業**【税務署への異動届】、**失職**【雇用保険受給資格者証（※4）】
のいずれかの状態になった。

（※1）被災地の県から被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された世帯の住家は、全壊とみなします。【長期避難世帯証明書】

（※2）能登地方とは、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町の方となります。

（※3）世帯の主たる生計維持者とは、「世帯主」又は「世帯の生計を主に維持している世帯構成員」となります。

（※4）雇用保険受給資格がない場合は、退職証明書等の退職日の分かる書類を添付してください。

申請方法 [※令和6年度分以前の減免申請をされた方は申請不要です（自動的に減免されます）。]

・申請時の世帯主が、次の①、②をまとめて郵送してください。

①国民健康保険料減免申請書 ②上記の必要な添付書類（コピー）

郵送先 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所保険年金課 資格係

受付期間 令和7年8月29日（金）（必着）まで

問い合わせ 金沢市保険年金課 電話220-2256、FAX232-5644
金沢市公式ホームページ「いいね金沢」

